

平成27年度

袋井市財政援助団体等監査結果報告書

袋井市監査委員

目	次	ページ
監査の種類、期日及び対象、範囲、方法、結果	-----	1
第1 財政援助団体監査		
1 袋井市消防団(袋井市消防団等運営費交付金)	-----	2
2 ふくろい遠州の花火実行委員会(袋井市観光開発事業費補助金)	-----	3
3 シニアクラブ袋井市(袋井市老人クラブ補助金)	-----	5
第2 公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体監査		
1 社会福祉法人 聖隷福祉事業団(公の施設の指定管理並びに袋井市病院事業運営費補助金及び袋井市病院事業診療報酬交付金)	-----	7

袋井市財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の期日及び対象

平成27年10月29日	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 公の施設の指定管理並びに袋井市病院事業運営費補助金及び 袋井市病院事業診療報酬交付金
平成27年10月30日	袋井市消防団 袋井市消防団等運営費交付金
〃	ふくろい遠州の花火実行委員会 袋井市観光開発事業費補助金
〃	シニアクラブ袋井市 袋井市老人クラブ補助金

3 監査の範囲

平成26年度において、袋井市が財政的援助を行った団体の当該援助に係る事務の執行状況及び公の施設の管理を行わせた団体の当該事務の執行状況

4 監査の方法

各団体及びそれを所管する各課から提出された関係書類を審査するとともに、団体関係者及び所管課職員から内容説明を受け、事務事業の実施状況等を聴取し監査を実施した。

5 監査の結果

各団体の補助事業に係る事務事業の執行及び出納事務は、おおむね適正に処理され、一定の事業効果が得られているものと確認した。

各団体を所管する関係各課の補助金交付事務についても、おおむね適正に処理されていた。

また、補助金や交付金の支払について、概算払をしているものが散見されたが、概算払は事業等の目的を達成するため特に必要がある場合にのみできるものである。概算払及びその支払時期については、補助事業等の性質、事業計画、団体の資金状況を十分精査し、概算払の必要性を決裁文書に明記した上で行われたい。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度団体及び関係各課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

第1 財政援助団体監査

1 袋井市消防団

(1) 交付団体

袋井市消防団

(2) 所管課

総務部 防災課

(3) 交付金の名称及び金額等

ア 名 称 袋井市消防団等運営費交付金
 イ 対象事業 消防団本部運営費
 ウ 交付金額 4,700,000円

(4) 事業実施状況（活動状況）

袋井市消防団本部員相互の連携を図り、市民の安心・安全に寄与し、消防団本部の円滑な運営を行っている。

(5) 平成26年度補助事業決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
交付金	4,700,000	4,700,000	市交付金
販売費	300,000	421,030	消防フェスタ売上
旅費	130,000	921,260	旅費
雑入	20,000	206,583	預金利息等
合 計	5,150,000	6,248,873	

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
交際費	250,000	263,000	懇親会祝儀、支部役員会会費、香典等
報償費	390,000	390,000	本部員家族御礼、教育訓練指導員手当
旅費	760,000	1,345,822	全国女性消防団員活性化大会等視察研修、本部員等燃料費
消耗品費	750,000	585,264	本部及び女性消防隊事務用品、退団本部員記念品等
食糧費	100,000	56,179	台風警戒等食費
手数料	120,000	141,309	振込手数料、祈祷料等

負担金及び補助・交付金	2,780,000	3,467,299	消防フェスタ補助金、ラッパ隊活動費、まとい会会費
合 計	5,150,000	6,248,873	

収入総額 6,248,873 円 — 支出総額 6,248,873 円 = 0 円 翌年度へ繰越なし

(6) 団体監査所見

- ア 交付金に対する事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、おおむね適正な執行がなされていることを確認した。
- イ 収入や支出、交付金に係る交付申請・交付決定・実績報告・交付確定の手続きは、消防団団長及び副団長への確認は口頭で行われていたため、書類上での決裁及び供覧の事務処理を行われたい。
- ウ 年度当初から交付金が概算払されるまでの期間の資金繰りについて、団長個人による立替払いで対応されていたため改められたい。

(7) 所管課監査所見

交付金の交付時期について、袋井市消防団等運営費交付要綱では5月と12月の年2回に分けて交付することが規定されている。しかし、実際には5月に年1回の一括交付をしていた。また、年度当初の資金繰りを団長個人が立替ていたことから、消防団本部とも十分協議し交付の時期について検討されたい。

2 ふくろい遠州の花火実行委員会

(1) 交付団体

ふくろい遠州の花火実行委員会

(2) 所管課

産業環境部 産業振興課

(3) 補助金の名称及び金額等

- ア 名 称 袋井市観光開発事業費補助金
- イ 対象事業 ふくろい遠州の花火の安全対策及び市民花火の推進を図るために行う事業
- ウ 補助金額 9,000,000円

(4) 事業実施状況（活動状況）

ア 花火安全対策事業

全国屈指の花火大会である「ふくろい遠州の花火」は、市民はもとより、全国各地から大勢の観覧者が訪れる。事件や事故がなく安全・安心な大会運営を行うために万全な安全対策（施設設営、看板や街灯の設置、警備等）を行っている。

イ 市民花火推進事業

「ふくろい遠州の花火」は袋井市を代表するイベントである。清掃活動や絵画・フォトコンテストに市民が参加することにより、大会を一層盛り上げ、より良い花火大会として全国へ発信するとともに、市民が自ら参加することで郷土愛を育む一助となっている。

(5) 平成26年度補助事業決算書

ア 花火安全対策事業

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
補助金	7,000,000	7,000,000	市補助金
協賛金	32,000,000	34,000,000	花火大会協賛金
観覧料	21,950,000	22,455,419	有料観覧席販売収入
合 計	60,950,000	63,455,419	

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
施設費	50,750,000	50,896,099	仮設トイレ、フェンス代、交通規制看板、街灯工事、会場使用料等
警備費	10,200,000	12,559,320	警備員配置、Webシステム使用料
合 計	60,950,000	63,455,419	

収入総額 63,455,419 円 － 支出総額 63,455,419 円 ＝ 0 円 翌年度へ繰越なし

イ 市民花火推進事業

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
補助金	2,000,000	2,000,000	市補助金
観覧料	235,000	342,829	有料観覧席販売収入
合 計	2,235,000	2,342,829	

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
清掃費	1,585,000	1,697,208	ゴミ回収・処分代、花火残滓処理代、参加者飲み物代、従事者保険等
ユニバーサル対応費	170,000	140,616	ユニバーサルトイレ1台設置費
絵画コンクール・フォトコンテスト費	480,000	505,005	入賞者賞状作成、賞品代、展示会費用等
合 計	2,235,000	2,342,829	

収入総額 2,342,829 円 — 支出総額 2,342,829 円 = 0 円 翌年度へ繰越なし

(6) 団体監査所見

- ア 補助金に対する事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。
- イ 収入や支出、補助金に係る交付申請・交付決定・実績報告・交付確定の手続きは代表者の決裁・供覧の事務が適正に処理されていることを確認した。

(7) 所管課監査所見

補助金交付に係る交付決定、交付確定、支払の手続きは適正に処理されていることを確認した。

3 シニアクラブ袋井市

(1) 交付団体

シニアクラブ袋井市

(2) 所管課

市民生活部 しあわせ推進課

(3) 補助金の名称及び金額等

- ア 名 称 袋井市老人クラブ補助金
- イ 対象事業 団体運営費、単位老人クラブ活動、活動支援強化事業等各種事業
- ウ 補助金額 7,412,940円

(4) 事業実施状況（活動状況）

高齢者が社会参加できる機会を創出し、地域づくり、健康づくり、生きがいづくり等を実現している。

(5) 平成26年度補助事業決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
会費	1,959,000	1,881,480	会員数割、県老均等割、趣味クラブ 発足会費
市補助金	7,412,000	7,412,940	運営費補助金、単位老人クラブ補助 金、各種事業に対する補助金
助成金	574,000	612,000	赤い羽根共同募金助成、活動 推進等相談員手当等
寄付金	81,000	72,390	歳末助け合い募金
雑収入	300,000	376,863	出演者参加者負担金、受託印 刷費、預金利息等
繰越金	355,000	355,605	前年度繰越金
合 計	10,681,000	10,711,278	

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
事務局費	1,879,000	1,730,466	県老連・全老連負担金、募金、常 任理事会・専門部会等会議費、グ ラント・ゴルフ用具購入費、優良クラブ褒 賞金、地区総会等祝儀等
活動交付金	4,732,000	4,705,880	単老活動費交付金、地区活動 費交付金、部活動費交付金等
活動事業費	4,042,000	3,857,060	事務職員(2名)の賃金、文化祭 開催費、スポーツ大会費等
雑費	10,000	0	
予備費	18,000	0	
合 計	10,681,000	10,293,406	

収入総額 10,711,278 円 — 支出総額 10,293,406 円 = 417,872 円 翌年度へ繰越

(6) 団体監査所見

- ア 補助金に対する事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、おおむね適正な執行がなされていることを確認した。
- イ 収入や支出、補助金に係る交付申請・交付決定・実績報告・交付確定の手続きは代表者の決裁・供覧の事務が適正に処理されていることを確認した。

(7) 所管課監査所見

補助金額の算定方法について、袋井市老人クラブ補助金交付要綱の規定が不明確であり、実際には県補助金の算定方法に基づいた補助金算定が行われているため、実態に沿うよう交付要綱の改正を行われたい。

第2 公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体監査

1 社会福祉法人 聖隷福祉事業団

(1) 指定管理者及び交付団体

社会福祉法人 聖隷福祉事業団

(2) 所管課

健康推進部 地域医療推進課

(3) 指定管理の概要等

ア 施設の名称

袋井市立聖隷袋井市民病院

イ 指定期間

平成25年5月1日から平成30年3月31日（4年11ヶ月間）

ウ 業務の範囲

病院の運営に関する業務、病院における医療の提供に関する業務、病院に係る使用料及び手数料の収受に関する業務、病院事業の運営に関し市長が必要と認める業務

エ 委託料

0円

ただし、袋井市病院事業運営費補助金200,000,000円及び袋井市病院事業診療報酬交付金451,833,139円を、市は交付している。

オ 管理運営状況

次の職員体制で管理運営を実施した。

職種別職員数		平成26年4月1日		平成27年3月31日	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤
医師		2	60	2	71
看護師		21	3	28	2
介護福祉士		0	0	5	0
看護助手		2	0	7	0
薬剤師		2	0	2	0
臨床検査技師		2	0	2	0
放射線技師		2	0	2	0
リハビリ	理学療法士	5	0	5	0
	作業療法士	3	0	4	0
	言語聴覚士	0	0	1	0
管理栄養士		1	0	1	0
事務		7	2	8	2
小 計		47	65	67	75
合 計		112		142	

(4) 補助金の名称及び金額等

- ア 名 称 袋井市病院事業運営費補助金
- イ 対象事業 袋井市立聖隷袋井市民病院の運営に要する経費（上限2億円）
- ウ 補助金額 200,000,000円

(5) 交付金の名称及び金額等

- ア 名 称 袋井市病院事業診療報酬交付金
- イ 対象事業 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会から支払われる診療報酬（診療費・療養費等）及び患者一部負担金並びに袋井市立聖隷袋井市民病院使用料及び手数料条例の規定に基づく使用料及び手数料
- ウ 交付金額 451,833,139円

(6) 平成26年度収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
医業収入	489,875,000	452,963,489	入院収入、外来収入、室料差額収入等
医業外収入	200,052,000	200,190,525	運営費補助金等
臨時収益	0	231,670	保守委託の契約変更による返金
計	689,927,000	653,385,684	

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
医業費用	763,909,000	673,215,613	給与費、委託費、経費、材料費、減価償却費等
医業外費用	1,433,000	940,189	支払利息
臨時損失	52,610,000	303,507	奨学金の返還金
計	817,952,000	674,459,309	

収入総額 653,385,684 円 — 支出総額 674,459,309 円 = △ 21,073,625 円

なお、収入から支出を差し引いた結果、赤字（支出超過）が生じているが、この赤字分については社会福祉法人 聖隷福祉事業団本部からの補てん（借入）にて対応している。

(7) 団体監査所見

ア 指定管理業務に係る事務事業の執行については、基本協定書及び年度協定書に基づき、適正な執行がなされていることを確認した。

イ 出納に係る事務処理は、社会福祉法人 聖隷福祉事業団内における会計処理方法に沿って適正に処理がされていることを確認した。

ウ 補助金及び交付金に対する事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、おおむね適正な執行がなされていることを確認した。

(8) 所管課監査所見

補助金及び交付金に係る交付決定、交付確定、支払の手続きはおおむね適正に処理されていることを確認した。